

海外帰国生徒選抜について

愛知県立中村高等学校

1 募集人員

令和2年度の本校普通科募集人員の10%程度まで（普通科定員に含まれる）

2 出願資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)及び(5)のいずれにも該当する者であること。

- (1) 中学校を卒業した者、又は、中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和2年3月に中学校を卒業する見込みの者、又は、中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（現地校）
 - イ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（認定された日本人学校）
ただし、上記ア又はイについては、令和2年3月に修了する見込みの者を含む。
- (4) 保護者ととともに県内に住所を有する者、又は、本人又は保護者が県内に住所を有しない場合は、愛知県教育委員会教育長が出願を承認した者
- (5) 次のアからウまでの全てに該当する者
 - ア 原則として継続して2年以上海外に保護者とともに在住していた者
 - イ アの在住期間中、上記(3)のア又はイの学校教育を修めた者
 - ウ 平成30年3月1日以後に海外から帰国した者

3 通学区域

「愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」に定める尾張学区であること。

4 出願についての制限

- (1) 本校普通科を第1志望校として、一般選抜にも出願するものとする。
- (2) 一般選抜において、第2志望校へ出願することができる。
- (3) 海外帰国生徒選抜と推薦選抜を併願することはできない。

5 出願の手続

- (1) 出願に要する書類
別記の一覧表を参照すること。
- (2) 入学検定料
入学検定料として2200円の愛知県収入証紙を入学願書に貼付すること。
- (3) 書類の提出期間及び受付期間
令和2年2月18日(火)及び2月20日(木)（2月19日(水)は受付日ではない。）
受付は、2月18日(火)は9時から16時まで、2月20日(木)は9時から15時までとする。
- (4) 提出方法
 - ア 愛知県立中村高等学校に提出する。（本校入学願書受付窓口で受け付ける）
 - イ 郵送による場合も、提出締切日時までに必着のこと。
- (5) 受検票の交付
入学願書等の書類を受け付けたとき、本校入学願書受付窓口で受検票を交付する。
- (6) 志願変更
本校を変更することはできない。また、志望順位を変更することもできない。

6 学力検査

令和2年3月9日(月) 本校で実施する。

学力検査の出題教科、問題、実施期日及び日程は、一般選抜と同じとする。

7 面接

令和2年3月10日(火) 本校で実施する。

他の選抜の受検者とは別に行う。ただし、一般選抜の面接を兼ねることとする。

8 海外帰国生徒選抜の選抜方法

「調査書」等提出された書類の内容並びに学力検査のうち国語、数学及び外国語(英語)の成績並びに面接等の結果を資料として行う。

9 海外帰国生徒選抜において合格とならなかった受検者の扱い

一般選抜の対象とし、一般選抜の選抜方法で、一般選抜における全体順位を決定する。

10 合格者の発表

令和2年3月18日(水) 10時

合格者を発表し、出身中学校長を通じて本人に通知する。電話等による問い合わせには応じない。

別表 出願に要する書類

書類等	出身中学校	日本の 中学校	認定された 日本人学校	現地校
① 入学願書 (様式1)		○	○	○
② 調査書 (様式6)		○	○	
③ 海外における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの				○
④ 海外帰国生徒にかかる入学者選抜申請書 (様式16)		○	○	○
⑤ 原則として継続して2年以上海外に保護者とともに在住していたことを証明する書類 (適宜の様式 保護者の勤務先の所属長の証明又はこれに代わるもので、志願者及び保護者の在住期間を明示したもの)		○	○	○
⑥ 帰国に関する申立書 (様式17)			志願者及び保護者が海外に 在住したまま出願する場合 ○ ○	
⑦ 身元引受承諾書 (様式18)			志願者のみ帰国する場合 ○ ○	
⑧ 愛知県教育委員会教育長の出願承認書			承認を必要とする者(注) ○ ○	
⑨ 海外帰国生徒志願者受付調査表 (本校指定の様式です 必要な場合はお問い合わせください)		○	○	○
⑩ 評定分布一覧表 (様式9) (出身中学校長は愛知県教育委員会高等学校教育課長へ提出する)		○	○	

注

(1) 承認を必要とする者

ア 保護者が県内に居住し、本人は県外又は海外に居住している者で、入学日までに県内に住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者

イ 保護者の転勤、転住等のために、入学日までに県外又は海外から県内に住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者

ウ 保護者が海外に引き続き在住するため、本人のみ帰国し、身元引受人とともに県内に居住する者

(2) 承認を必要とする者の取るべき手続き

愛知県教育委員会高等学校教育課長に次の書類を提出する。なお、郵送による提出は認めない。

ア 出身中学校等の校長が発行する入学志願の理由証明書

(上記(1)ア又はイに該当する者のみ提出する。予定住所、移動理由、移動予定日を記載すること。)

イ 上記別表④⑤

ウ 上記別表⑥⑦ (該当者のみ)

(3) 書類の受付及び「承認書」の交付

令和2年1月20日(月)から2月20日(木)までの間に愛知県教育委員会高等学校教育課において行う。その際、保護者又は身元引受人の印鑑を持参すること。

(4) その他の必要書類

ア 県外の中学校や日本人学校から志願する場合は、「愛知県公立高等学校入学志願の理由証明書」(適宜の様式)と「併願しないことの証明書」(様式27)を提出する。

イ 三河学区の中学校から志願する場合は、「出身中学校長の発行する学区外の高等学校への入学を志願する理由の証明書」(適宜の様式)と「一家転住等の事情を証明するに足る確実な証明書」を提出する。